

改正案	現行
<p>（空中線電力の表示）</p> <p>第四条の四（略）</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 無線標定業務を行う無線局であつて、七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用するものの送信設備</p> <p>七 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局の送信設備</p> <p>八 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の送信設備</p> <p>3（略）</p> <p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）</p> <p>(1) テレメーター(2)に規定する医療用テレメーターを除く。)用、テレコントロール(電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動し、変更し、又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。)用及びデータ伝送(主に符号によつて処理される、又は処理された情報の伝送交換をいい、(3)に規定する体内植込型医療用データ伝送及び体内植込型医療用遠隔計測、(4)に規定する国際輸送用データ伝送並びに(12)に規定するミリ波データ伝送を除く。)用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの</p>	<p>（空中線電力の表示）</p> <p>第四条の四（略）</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる周波数の電波を使用するものであつて、総務大臣が別に告示する用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）</p> <p>(1) 七三・六MHzを超え七四・八MHz以下の周波数</p> <p>(2) 七五・二MHzを超え七六・〇MHz以下の周波数</p> <p>(3) 一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数</p> <p>(4) 一六九・三九MHzを超え一六九・八一MHz以下の周波数</p> <p>(5) 三二二MHzを超え三二五・二五MHz以下の周波数</p> <p>(6) 三二二MHzを超え三二三MHz以下の周波数</p> <p>(7) 四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数</p> <p>(8) 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数</p>

- (一) 三二二MHzを超え三一五・二五MHz以下の周波数
- (二) 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数
- (三) 四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数
- (四) 九一五MHzを超え九三〇MHz以下の周波数
- (五) 一、二一五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数
- (2) 医療用テレメーター(病院、診療所その他の医療機関又は研究機関において、生体信号の伝送を行うテレメーターをいう。)用で使用する場合であつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (一) 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数
- (二) 四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数
- (3) 体内植込型医療用データ伝送(体内の無線設備と体外の無線制御設備との間で行う医療の用に供するデータ伝送をいう。)用及び体内植込型医療用遠隔計測(体内の無線設備が得た情報を体外の受信設備に対して自動的に送信することをいう。)用で使用する場合であつて、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- (4) 国際輸送用データ伝送(国際輸送用貨物(設備規則第四十九条の第十四第五号イに規定する国際輸送用貨物をいう。)の管理の業務の用に供するものであつて、国際輸送用データ伝送設備(同号イに規定する国際輸送用データ伝送設備をいう。以下同じ。)と国際輸送用データ制御設備(同号イに規定する国際輸送用データ制御設備をいう。)との間又は国際輸送用データ伝送設備相互間のデータ伝送をいう。)用で使用する場合であつて、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- (5) 無線呼出用で使用する場合であつて、四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- (6) ラジオマイク(7)に規定する補聴援助用ラジオマイクを除く。)用で使用する場合であつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (一) 七三・六MHzを超え七四・八MHz以下の周波数
- (二) 三二二MHzを超え三三三MHz以下の周波数
- (三) 八〇六MHzを超え八一〇MHz以下の周波数
- (7) 補聴援助用ラジオマイク(聴覚障害者の補聴を援助するための音声その他の音響の伝送を行うラジオマイクをいう。)用で使用する場合であつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

- (9) 四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数
- (10) 四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数
- (11) 八〇六MHzを超え八一〇MHz以下の周波数
- (12) 九一五MHzを超え九三〇MHz以下の周波数
- (13) 一、二一五MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数
- (14) 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数
- (15) 一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下の周波数(屋内において使用するものに限る。)
- (16) 二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数
- (17) 五七GHzを超え六六GHz以下の周波数
- (18) 七六GHzを超え七七GHz以下の周波数

- (一) 七五・二MHzを超え七六・〇MHz以下の周波数
 - (二) 一六九・三九MHzを超え一六九・八一MHz以下の周波数
- (8) 無線電話(6)に規定するラジオマイク、(7)に規定する補聴援助用ラジオマイク及び(9)に規定する音声アシスト用無線電話を除く。)用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (一) 四一〇MHzを超え四三〇MHz以下の周波数
 - (二) 四四〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数
- (9) 音声アシスト用無線電話(視覚障害者の歩行を援助するための情報を音声によつて伝達する無線電話をいう。)用で使用するものであつて、七五・二MHzを超え七六・〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの
- (10) 移動体識別(設備規則第二十四条第十五項に規定する移動体識別をいう。)用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (一) 九一五MHzを超え九三〇MHz以下の周波数
 - (二) 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数
- (11) ミリ波レーダー(ミリメートル波帯の周波数の電波を使用するレーダーであつて、無線標定業務を行うものをいう。)用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (一) 六〇GHzを超え六一GHz以下の周波数
 - (二) 七六GHzを超え七七GHz以下の周波数
 - (三) 七七GHzを超え八一GHz以下の周波数
- (12) ミリ波画像伝送(ミリメートル波帯の周波数の電波を使用して行う画像伝送をいう。)用及びミリ波データ伝送(ミリメートル波帯の周波数の電波を使用して行うデータ伝送をいう。)用で使用するものであつて、五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するもの
- (13) 移動体検知センサー(主として移動する人又は物体の状況を把握するため、それに関する情報(対象物の存在、位置、動き、大きさ等)を高精度で取得するために使用するセンサーであつて、無線標定業務を行うものをいう。)用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの
- (一) 一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下の周波数(屋内において使用する場合に限る。)

(二) 二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下の周波数

(14) 動物検知通報システム(国内において主として動物の行動及び状態に関する情報の通報又はこれに付随する制御をするための無線通信を行う無線設備をいう。)用で使用するものであつて、一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

三〇五 (略)

六 一、八八四・六五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数であつて一、八八四・六五MHz及び一、八八四・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたもの(総務大臣が別に告示する周波数を除く。)を使用し、空中線電力が〇・〇一ワット以下であつて総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの(無線通信を中継する機能を備えるものを除く。以下「PHSの陸上移動局」という。)

七〇十 (略)

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局

(1) (略)

(2) (略)

三〇九 (略)

十 前条第二項に規定する基地局

三〇五 (略)

六 一、九〇六・二五MHz以上一、九〇八・〇五MHz以下又は一、九一五・八五MHz以上一、九一八・二五MHz以下であつて総務大臣が別に告示する周波数のほか、一、八八四・六五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数であつて一、八八四・六五MHz及び一、八八四・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたもの(総務大臣が別に告示する周波数を除く。)を使用し、空中線電力が〇・〇一ワット以下であつて総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの(無線通信を中継する機能を備えるものを除く。以下「PHSの陸上移動局」という。)

七〇十 (略)

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局

(1) (略)

(2) 設備規則第四十九条の六の二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(3) 設備規則第四十九条の六の三に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(4) (略)

(19) 設備規則第四十九条の三十に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

三〇九 (略)

十 前条第二項に規定する基地局

(1)～(6) (略)

(7) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準

(8) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する技術基準

(9)・(10) (略)

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

一～五 (略)

六 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

(1) 基地局(第十五条の二第二項に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。)

(2)～(5) (略)

七・八 (略)

別表第四号(第39条第1項関係)

第1 法第10条第1項、法第18条第1項又は法第73条第1項本文、同項ただし書、第5項若しくは第6項の規定による検査(法第10条第2項、法第18条第2項又は法第73条第4項の規定によりその一部が省略されたものを除く。)の結果

(1) 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第三項に規定する技術基準

(2) 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第四項に規定する技術基準

(3)～(8) (略)

(9) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準(送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。)

(10) 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項に規定する技術基準(送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。)

(11)・(12) (略)

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

一～五 (略)

六 次に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

(1) 基地局(第十五条の二第二項に規定するものであつて、設備規則第四十九条の六の三第一項及び第三項、第四十九条の六の四第一項及び第三項、第四十九条の六の五第一項及び第三項、第四十九条の六の九第一項及び第三項、第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項又は第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合する無線設備(第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項に規定する技術基準に適合するものにあつては、送信バースト長が五ミリ秒のものに限る。))を使用するものに限る。以下「フェムトセル基地局」という。)

(2)～(5) (略)

七・八 (略)

別表第四号(第39条第1項関係)

第1 法第10条第1項、法第18条第1項又は法第73条第1項本文、同項ただし書、第5項若しくは第6項の規定による検査(法第10条第2項、法第18条第2項又は法第73条第4項の規定によりその一部が省略されたものを除く。)の結果

通知書の様式

無線局検査結果通知書

(略)

(略)

(略)	
指 示 事 項	

注 指示事項欄に記載がある場合は、電波法施行規則第39条第3項の規定により、当該指示に対応してとった措置の内容を速やかに報告してください。

注 (略)

第2 法第10条第2項、法第18条第2項又は法第73条第4項の規定により検査の一部を省略した場合の検査結果通知書の様式

無線局検査結果通知書

(略)

(略)

(略)	
指 示 事 項	

注 指示事項欄に記載がある場合は、電波法施行規則第39条第3項の規定により、当該指示に対応してとった措置の内容を速やかに報告してください。

注 (略)

果通知書の様式

無線局検査結果通知書

(略)

(略)

(略)	
指 示 事 項	

注 指示事項欄に記載がある場合は、電波法施行規則第39条第2項の規定により、当該指示に対応してとった措置の内容を速やかに報告してください。

注 (略)

第2 法第10条第2項、法第18条第2項又は法第73条第4項の規定により検査の一部を省略した場合の検査結果通知書の様式

無線局検査結果通知書

(略)

(略)

(略)	
指 示 事 項	

注 指示事項欄に記載がある場合は、電波法施行規則第39条第2項の規定により、当該指示に対応してとった措置の内容を速やかに報告してください。

注 (略)

改正案

現行

(申請手続の簡略)

(申請手続の簡略)

第十五条の二(二) (略)

第十五条の二(二) (略)

2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の第三項若しくは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局(以下「V S A T地球局」という。)又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。)及び無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「V S A T制御地球局」という。)の無線設備の設置場所とする。)を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第四号イに規定するP H Sの基地局(以下「P H Sの基地局」という。)、施行規則第三十三条第六号(1)に規定する基地局(以下「フェムトセル基地局」という。)又は設備規則第四十九条の六に規定する技術基準に適合する無線設備を使用する陸上移動中継局であつて屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの(以下「特定陸上移動中継局」という。)であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。)を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所(P H Sの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。)、無線設備の移動範囲及び常置場所(V S A T地球局に限る。)等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。

2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の第三項若しくは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局(以下「V S A T地球局」という。)又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。)及び無線設備の常置場所(V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「V S A T制御地球局」という。)の無線設備の設置場所とする。)を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第三号に規定するP H Sの基地局(以下「P H Sの基地局」という。)、施行規則第三十三条第六号(1)に規定する基地局(以下「フェムトセル基地局」という。)又は設備規則第四十九条の六に規定する技術基準に適合する無線設備を使用する陸上移動中継局であつて屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの(以下「特定陸上移動中継局」という。)であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項(無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。)を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所(P H Sの基地局、フェムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。)、無線設備の移動範囲及び常置場所(V S A T地球局に限る。)等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。

3・4 (略)

3・4 (略)

(様式等)

(様式等)

第二十一条 (略)

2 ～ 12 (略)

13 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、V S A T地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつてはV S A T制御地球局の無線設備の設置場所とする。）を同じくする場合及び同一人に属する二以上のP H Sの基地局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許状を交付することがある。

別表第二号の二第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

(表略)

注1 ～ 8 (略)

9 7の欄は、次によること。ただし、気象援助局、基地局、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

(1) (略)

(2) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6 dB低下の幅を、470MHz以上の場合には3 dB（設備規則第49条の7及び第54条第4号に規定する条件に適合する無線局並びに1, 215MHzを超え2, 690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（設備規則第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。）にあつては、6 dB）低下の幅を「16kHz」又は「3. 3MHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。

(3) (略)

第二十一条 (略)

2 ～ 12 (略)

13 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、V S A T地球局又は実験試験局については、無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつてはV S A T制御地球局の無線設備の設置場所とする。）を同じくする場合及び同一人に属する二以上のP H Sの基地局、フェルトセル基地局又は特定陸上移動中継局についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許状を交付することがある。

別表第二号の二第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

(表略)

注1 ～ 8 (略)

9 7の欄は、次によること。ただし、気象援助局、基地局、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

(1) (略)

(2) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6 dB低下の幅を、470MHz以上の場合には3 dB（設備規則第49条の7及び第54条第4号に規定する条件に適合する無線局並びに1, 215MHzを超え2, 690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（設備規則第49条の6の2及び第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。）にあつては、6 dB）低下の幅を「16kHz」又は「3. 3MHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。

(3) (略)

<p>10～28 (略)</p> <p>別表第二号の二第3 固定局の工事設計書の様式 (第4条、第12条関係) (表略)</p> <p>注1～8 (略)</p> <p>9 7の欄は、次によること。</p> <p>(1) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6dB低下の幅を、470MHz以上の場合には3dB (設備規則第49条の7、第49条の15及び第54条第4号に規定する条件に適合する無線局並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局 (設備規則第49条の7の2及び第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。) にあつては、6dB) 低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>10～35 (略)</p>	<p>10～28 (略)</p> <p>別表第二号の二第3 固定局の工事設計書の様式 (第4条、第12条関係) (表略)</p> <p>注1～8 (略)</p> <p>9 7の欄は、次によること。</p> <p>(1) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6dB低下の幅を、470MHz以上の場合には3dB (設備規則第49条の7、第49条の15及び第54条第4号に規定する条件に適合する無線局並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局 (設備規則第49条の6の2、第49条の7の2及び第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。) にあつては、6dB) 低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>10～35 (略)</p>
<p>別表第二号の三第1 簡易無線局 (パーソナル無線を除く。)、構内無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式 (第4条、第12条関係) (表略)</p> <p>注1～24 (略)</p> <p>25 24の欄は、コード表に掲げる装置がある場合限り、コード表により該当するコード及び記載事項を記載すること。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時計分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局については、記載を要しない。また、MCA陸上移動通信を行う陸上移動局の制御装置については、記載を要しない。</p> <p>26～41 (略)</p>	<p>別表第二号の三第1 簡易無線局 (パーソナル無線を除く。)、構内無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式 (第4条、第12条関係) (表略)</p> <p>注1～24 (略)</p> <p>25 24の欄は、コード表に掲げる装置がある場合限り、コード表により該当するコード及び記載事項を記載すること。ただし、<u>時計分割多元接続方式携帯無線通信</u>、<u>符号分割多元接続方式携帯無線通信</u>及び<u>時計分割・符号分割多重方式携帯無線通信</u>を行う陸上移動局については、記載を要しない。また、MCA陸上移動通信を行う陸上移動局の制御装置については、記載を要しない。</p> <p>26～41 (略)</p>

改正案

現行

目次	
第一章〜第三章（略）	
第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	
第一節〜第四節の二（略）	
第四節の三 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備（第四十九条の六）	
第四十九條の六の三	
第四節の三の二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の四）	
第四節の四〜第四節の二十七（略）	
第四節の二十八 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の三十）	
第四節の二十九 二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の三十一）	
第五節〜第九節（略）	
第五章（略）	
附則	
（定義）	
第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。	
一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により行われる無	

目次	
第一章〜第三章（略）	
第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	
第一節〜第四節の二（略）	
第四節の三 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備（第四十九条の六）	
第四節の三の二 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の二）	
第四節の三の三 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の六の三・第四十九条の六の四）	
第四節の四〜第四節の二十七（略）	
第四節の二十八 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備（第四十九条の三十）	
第四節の二十九 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の三十一）	
第四節の三十 二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の三十二）	
第五節〜第九節（略）	
第五章（略）	
附則	
（定義）	
第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。	
一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で行われる無線通信（第七号に規定するデジタル空港無線通信を除く。）をいう	

線通信（第七号に規定するデジタル空港無線通信及び第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信を除く。）をいう。

二 削除

三〇九（略）

十 「広帯域移動無線アクセスシステム」とは、電気通信業務を行うことを目的として、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うシステムをいう。

十一 「直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」とは、通信方式に直交周波数分割多元接続方式を用いる広帯域移動無線アクセスシステムをいう。

十二 「時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム」とは、通信方式に直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式、直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式、シングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を用いる広帯域移動無線アクセスシステムをいう。

十三（略）

。二 「時分割多元接続方式携帯無線通信」とは、通信方式に時分割多重方式及び時分割多元接続方式を使用する周波数分割複信方式を用いる携帯無線通信をいう。

三〇九（略）

十 加入者系無線アクセス通信」とは、端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）又は自営電気通信設備（同法第七十条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）と接続する固定局（電気通信業務を行うことを目的として開設されたものに限る。）と当該固定局と通信を行うために開設された固定局相互間で行われる無線通信及び当該無線通信を中継するために開設された固定局相互間で行われる無線通信をいう。

(混信防止機能)

第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 PHSの陸上移動局については、次に掲げる機能

イ PHSの基地局(一、八八四・六五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてPHSの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。)と通信を行う場合にあつては、施行規則第六条の二第二号に規定する機能

ロ (略)

五〇七 (略)

八 六〇GHzを超え六一GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する無線標定業務の特定小電力無線局及び二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システム(施行規則第四条の四第二項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。)については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセン ト)	下限(パーセン ト)
一〇五 (略)	(略)	(略)
六 次に掲げる送信設備 (一) 一七〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の三十において無線設備の条件が定められている無線局の送	五〇	五〇

(混信防止機能)

第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

一〇三 (略)

四 PHSの陸上移動局については、次に掲げる機能

イ PHSの基地局(一、八八四・六五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてPHSの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。)と通信を行う場合にあつては、施行規則第六条の二第二号に規定する機能

ロ (略)

五〇七 (略)

八 六〇GHzを超え六一GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波を使用する無線標定業務の特定小電力無線局及び二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局(施行規則第四条の四第二項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。)については、施行規則第六条の二第五号に規定する機能

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセン ト)	下限(パーセン ト)
一〇五 (略)	(略)	(略)
六 次に掲げる送信設備 (一) 一七〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の三十一において無線設備の条件が定められている無線局の	五〇	五〇

<p>信設備に限る。)</p> <p>(二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六(四七〇MHzを超え七二四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)、第四十九条の十六の二(四七〇MHzを超え七二四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項、十六の項及び十七の項に掲げるものを除く。)</p>		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>七・八 (略)</p> <p>九 五七GHzを超え六六GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備</p>	<p>陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行う陸上移動局を除く。)と通信を行うもの</p>	<p>五〇</p>	<p>七〇</p>
<p>十 第四十</p> <p>九条の六に定める携帯無線通信の中継を行うもの</p>	<p>陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うもの)</p>	<p>八七</p>	<p>六二</p>
<p>無線局(基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が可能な場</p>	<p>陸上移動局の送信設備(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。)であつて、基地局と通信を行うもの</p>	<p>八七</p>	<p>五〇</p>
	<p>陸上移動中継局の送信設備(七一八MHzを</p>	<p>八七</p>	<p>五九</p>

<p>送信設備に限る。)</p> <p>(二) 四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備(第四十九条の六から第四十九条の七の三まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六(四七〇MHzを超え七二四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))、第四十九条の十六の二(四七〇MHzを超え七二四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。))及び第五十四条第四号において無線設備の条件が定められている無線局並びに、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項、八の項、九の項及び十六の項から十八の項までに掲げるものを除く。)</p>		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>七・八 (略)</p> <p>九 五七GHzを超え六六GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備</p>	<p>陸上移動局又は陸上移動中継局(いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの</p>	<p>五〇</p>	<p>七〇</p>
<p>十 第四十</p> <p>九条の六に定める携帯無線通信の中継を行うもの</p>	<p>陸上移動局又は陸上移動中継局(いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)の送信設備(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。)であつて、基地局と通信を行うもの</p>	<p>八七</p>	<p>六二</p>
<p>無線局(基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が可能な場</p>	<p>陸上移動局(同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)の送信設備(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。)であつて、基地局と通信を行うもの</p>	<p>八七</p>	<p>五〇</p>
	<p>陸上移動中継局(同条第三項に規定する</p>	<p>八七</p>	<p>五九</p>

<p>十一 符号 分割多元 接続方式 携帯無線 通信及び 時分割・符 号分割多 重方式携 帯無線通 信を行う 無線局の 送信設備</p>	<p>合、その中 継を行う 陸上移動 局又は陸 上移動中 継局をい う。以下同 じ。の送 信設備</p>	<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速</p>	<p>超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。)であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>陸上移動局又は陸上移動中継局の送信設備(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。)であつて、基地局と通信を行うもの</p>	<p>五九</p>	<p>八七</p>	<p>六一</p>	<p>六一</p>
--	--	---	--	-----------	-----------	-----------	-----------

<p>十一 符号 分割多元 接続方式 携帯無線 通信及び 時分割・符 号分割多 重方式携 帯無線通 信を行う 無線局の 送信設備</p>	<p>合、その中 継を行う 陸上移動 局又は陸 上移動中 継局をい う。以下同 じ。の送 信設備</p>	<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の三に定める基地局の送信設備</p> <p>(二) 第四十九条の六の三に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速</p>	<p>条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)の送信設備(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合を除く。)であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>陸上移動局又は陸上移動中継局(いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)の送信設備(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。)であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>陸上移動局又は陸上移動中継局(いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)の送信設備(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。)であつて、基地局と通信を行うもの</p>	<p>五九</p>	<p>八七</p>	<p>六一</p>	<p>六一</p>
--	--	---	--	-----------	-----------	-----------	-----------

<p>度（拡散符号によりスペクトル拡散された信号の速度をいう。以下同じ。）が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p> <p>(二) 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもののうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p> <p>(四) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもののうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p>	八七	四七
次に掲げる送信設備		

<p>度（拡散符号によりスペクトル拡散された信号の速度をいう。以下同じ。）が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p> <p>(五) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p> <p>(六) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p>	八七	四七
次に掲げる送信設備		

<p>(一) 第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	<p>次に掲げる送信設備であつて、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の</p>	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>四八</p>	<p>六七</p>
<p>次に掲げる送信設備であつて、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の</p>	<p>次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元</p>	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>四八</p>	<p>五八</p>

<p>(一) 第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	<p>次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元</p>	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>四八</p>	<p>六七</p>
<p>次に掲げる送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元</p>	<p>次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元</p>	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>四八</p>	<p>五八</p>

	<p>次に掲げる送信設備であつて、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備</p>	<p>試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うものうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>
<p>合 信する場 電波を送 信する場 合</p>	<p>七 一八 MHz</p>	<p>合 信する場</p>
<p>八七</p>	<p>八七</p>	<p>五八</p>

	<p>次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通</p>	<p>接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うものうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>
<p>合 信する場 電波を送 信する場 合</p>	<p>七 一八 MHz</p>	<p>合 信する場</p>
<p>八七</p>	<p>八七</p>	<p>五八</p>

十二 く十五 (略)	
(略)	<p>であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うものうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>
(略)	
(略)	

十六 直交 周波数分 割多元接 続方式広 帯域移動 無線アク セスシス テムの無 線局の送 信設備で あつて、送 信パース	十二 く十五 (略)	
基地局の送信設備 陸上移動局の送信設備	(略)	<p>信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うものうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>
四八	(略)	
五八	(略)	

2・3 (略)	十六〇十八 (略)		
	(略)		
	(略)		
	(略)		

(人体頭部における比吸収率の許容値)

第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局(インマルサットGPS型に限る。)の無線設備(伝送情報が電話(音響の放送を含む。以下この項において同じ。)のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。)は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。以下同じ。)を毎キログラム当たり二ワット以下とするものでなければならぬ。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

2・3 (略)	十七〇十九 (略)	ト長が九 一・四四 マイクロ 秒、九六三 ・五二マイ クロ秒、一 〇一五・ 六マイク ロ秒又は 一、〇六七 マイクロ 秒の自然 数の値 のもの		
	(略)			
	(略)			
	(略)			

(人体頭部における比吸収率の許容値)

第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステム(電気通信業務を行うことを目的として、二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行う基地局と当該陸上移動局との間で無線通信(陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。)を行うものをいう。以下同じ。)の陸上移動局、非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局及びインマルサット携帯移動地球局(インマルサットGPS型に限る。)の無線設備(伝送情報が電話(音響の放送を含む。以下この項において同じ。)のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。)は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、さらに六分で除して得た値をいう。以下同じ。)を毎キログラム当たり二ワット以下とするものでなければならぬ。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

一・二 (略)

2 (略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)四八・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項から第八項までにおいて同じ。)以下の値
	一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、	イ 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値

い。

一・二 (略)

2 (略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局(第四十 九条の六 第三項に 規定する 条件に適 合する無 線設備を 使用する ものを除 く。)	七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)四八・八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項から第八項までにおいて同じ。)以下の値
	一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、	イ 一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値

<p>一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>		<p>陸上移動局及び陸上移動中継局(第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。)</p>	<p>一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>ア 八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八八五MHz以下</p>	<p>任意の三〇kHz幅で(一)六〇デシベル以下の値</p>
<p>八三八MHzを超え八四六MHz以下又は八六〇MHzを超え八八五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>八九三MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>イ 八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九四〇MHz以下</p>	<p>ア 八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八八五MHz以下</p>	<p>任意の三〇kHz幅で(一)五デシベル以下の値</p>	<p>任意の三〇kHz幅で(一)八〇デシベル以下の値</p>
<p>八三八MHzを超え八四六MHz以下又は八六〇MHzを超え八八五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置</p>	<p>八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八八五MHz以下</p>	<p>ウ ア及びイに掲げる周波数以外の周波数</p>	<p>ア 八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八八五MHz以下</p>	<p>任意の一MHz幅で(一)八デシベル以下の値</p>	<p>任意の三〇kHz幅で(一)五デシベル以下の値</p>

	陸上移動 中継局				
七〇MHzを超え二、一七〇	九八〇MHz以下又は二、一	一、九二〇MHzを超え一、	一、八七九・九MHz以下、	一、八三九・九MHzを超え	一、七八四・九MHz以下、
一、七四四・九MHzを超え	一、五一〇・九MHz以下、	一、四七五・九MHzを超え	一、四六二・九MHz以下、	一、四二七・九MHzを超え	一、四〇〇MHz以上
イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	ア 三〇MHz以上	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	ア 三〇MHz以上	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	ア 三〇MHz以上
ル以下の値	任意の一MHz幅で	任意の一MHz幅で	任意の一MHz幅で	任意の一MHz幅で	任意の一MHz幅で

	陸上移動 中継局(第				
九八〇MHzを超え二、一七〇	九八〇MHz以下又は二、一	一、九二〇MHzを超え一、	一、八七九・九MHz以下、	一、八三九・九MHzを超え	一、七八四・九MHz以下、
一、七四四・九MHzを超え	一、五一〇・九MHz以下、	一、四七五・九MHzを超え	一、四六二・九MHz以下、	一、四二七・九MHzを超え	一、四〇〇MHz以上
イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	ア 三〇MHz以上	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	ア 三〇MHz以上	イ 一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	ア 三〇MHz以上
ル以下の値	任意の一MHz幅で	任意の一MHz幅で	任意の一MHz幅で	任意の一MHz幅で	任意の一MHz幅で

MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置

4 七二八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに八一五MHzを超え八四五MHz以下又は八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 (略)

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 八一五MHzを超え八四五MHz以下 イ 八六〇MHzを超え八九〇MHz以下 ウ ア及びイに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇kHz幅で(一)八〇デシベル以下の値 任意の三〇kHz幅で(一)六〇デシベル以下の値 任意の三〇kHz幅で(一)四七デシベル以下の値

MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置

4 七二八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え九一五MHz以下又は九一五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに八一五MHzを超え八四五MHz以下又は八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 (略)

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 八一五MHzを超え八四五MHz以下 イ 八六〇MHzを超え八九〇MHz以下 ウ ア及びイに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇kHz幅で(一)八〇デシベル以下の値 任意の三〇kHz幅で(一)六〇デシベル以下の値 任意の三〇kHz幅で(一)四七デシベル以下の値

局 陸上移動	

局 陸上移動	
八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	
ア 八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下又は八六〇MHzを超え八八五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	
イ 八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九四〇MHz以下	ア 八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八八五MHz以下
ウ ア及びイに掲げる周波数以外の周波数	ア 八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八八五MHz以下
イ 八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九四〇MHz以下	ア 八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八八五MHz以下
任意の三〇kHz幅で(二)六〇デシベル以下の値	任意の三〇kHz幅で(二)八〇デシベル以下の値
任意の一MHz幅で(二)六一デシベル以下の値	任意の一MHz幅で(二)八一デシベル以下の値

八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置(八四五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波と組み合わせ使用するものに限る。)	ア	八一五MHzを超え八四五MHz以下	任意の一MHz幅で(一)六一デシベル以下の値
	イ	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下	任意の一MHz幅で(一)七六デシベル以下の値
ウ	ア及びイに掲げる周波数以外の周波数		任意の三〇kHz幅で(一)四七デシベル以下の値

三・四 (略)

5

一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 (略)

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速

八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置(八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波と組み合わせ使用するものに限る。)を受信する受信装置	ア	八一五MHzを超え八四五MHz以下	任意の一MHz幅で(一)六一デシベル以下の値
	イ	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下	任意の一MHz幅で(一)八一デシベル以下の値
ウ	ア及びイに掲げる周波数以外の周波数		任意の三〇kHz幅で(一)五四デシベル以下の値

三・四 (略)

5

一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 (略)

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速

度が一の搬送波当たり毎秒一・二三八八メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別		受信装置の区別		周波数帯		副次的に発する電波の限度	
陸上移動局	一、四七五・九MHzを超え 一、五一〇・九MHz以下の 周波数の電波を受信する 受信装置	ア	一、四二七・九MHzを超え 九MHz以上一、 四六二・九MHz 以下	任意の三〇kHz幅 で(二)八〇デシ ベル以下の値	任意の三・八四 MHz幅で(二)六 〇デシベル以下 の値	任意の三・八四 MHz幅で(二)六 〇デシベル以下 の値	任意の一MHz幅で (二)六一デシベ ル以下の値
		イ	一、四七五・ 九MHz以上一、 五一〇・九MHz 以下	任意の三〇kHz幅 で(二)六〇デシ ベル以下の値	任意の一MHz幅で (二)六一デシベ ル以下の値	任意の一MHz幅で (二)六一デシベ ル以下の値	任意の一MHz幅で (二)六一デシベ ル以下の値
陸上移動局	一、四七五・九MHzを超え 一、五一〇・九MHz以下の 周波数の電波を受信する 受信装置	エ	二、〇一〇 MHz以上二、〇 二五MHz以下	任意の一MHz幅で (二)五二デシベ ル以下の値	任意の三〇kHz幅 で(二)四七デシ ベル以下の値	任意の一MHz幅で (二)五二デシベ ル以下の値	任意の一MHz幅で (二)六一デシベ ル以下の値
		ウ	一、八八四・ 五MHz以上一、 九一五・七MHz 以下	任意の三〇〇kHz 幅で(二)四一デ シベル以下の値	任意の三〇kHz幅 で(二)六一デシ ベル以下の値	任意の一MHz幅で (二)六一デシベ ル以下の値	任意の一MHz幅で (二)六一デシベ ル以下の値

度が一の搬送波当たり毎秒一・二三八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別		受信装置の区別		周波数帯		副次的に発する電波の限度	
陸上移動局	一、四七五・九MHzを超え 一、五一〇・九MHz以下の 周波数の電波を受信する 受信装置	ア	一、四二七・九MHzを超え 九MHz以上一、 四六二・九MHz 以下	任意の三〇kHz幅 で(二)八〇デシ ベル以下の値	任意の三・八四 MHz幅で(二)六 〇デシベル以下 の値	任意の三・八四 MHz幅で(二)六 〇デシベル以下 の値	任意の一MHz幅で (二)六一デシベ ル以下の値
		イ	一、四七五・ 九MHz以上一、 五一〇・九MHz 以下	任意の三〇kHz幅 で(二)六〇デシ ベル以下の値	任意の一MHz幅で (二)六一デシベ ル以下の値	任意の一MHz幅で (二)六一デシベ ル以下の値	任意の一MHz幅で (二)六一デシベ ル以下の値
陸上移動局	一、四七五・九MHzを超え 一、五一〇・九MHz以下の 周波数の電波を受信する 受信装置	エ	二、〇一〇 MHz以上二、〇 二五MHz以下	任意の一MHz幅で (二)五二デシベ ル以下の値	任意の三〇kHz幅 で(二)四七デシ ベル以下の値	任意の一MHz幅で (二)五二デシベ ル以下の値	任意の一MHz幅で (二)六一デシベ ル以下の値
		ウ	一、八八四・ 五MHz以上一、 九一五・七MHz 以下	任意の三〇〇kHz 幅で(二)四一デ シベル以下の値	任意の三〇kHz幅 で(二)六一デシ ベル以下の値	任意の一MHz幅で (二)六一デシベ ル以下の値	任意の一MHz幅で (二)六一デシベ ル以下の値

以下	ウ 一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下	任意の一 MHz 幅で (二) 七六デシベル以下の値	
以下	エ 一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz 幅で (二) 四一デシベル以下の値	
波数	オ アからエまでに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇 kHz 幅で (二) 四七デシベル以下の値	

三 (略)

6

一、七四四・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、八三九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種類	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
--------	---------	------	--------------

以下	ウ 一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下	任意の一 MHz 幅で (二) 七六デシベル以下の値	
以下	エ 一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz 幅で (二) 四一デシベル以下の値	
波数	オ アからエまでに掲げる周波数以外の周波数	任意の三〇 kHz 幅で (二) 四七デシベル以下の値	

三 (略)

6

一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種類	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
--------	---------	------	--------------

陸上移動局		基地局	
一、八三九・九MHzを超え 一、八七九・九MHz以下の 周波数の電波を受信する 受信装置		一、七四四・九MHzを超え 一、七八四・九MHz以下の 周波数の電波を受信する 受信装置	
ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満
任意の一〇〇kHz 幅で(二)五七デ シベル以下の値	任意の一〇〇kHz 幅で(二)五七デ シベル以下の値	任意の一MHz幅で (二)四七デシ ベル以下の値	任意の一〇〇kHz 幅で(二)五七デ シベル以下の値
イ 一、〇〇〇 MHz以上二・ 七五GHz以下 (一、七四九・ 九MHz以上一、 七八四・九MHz 以下及び一、八 四四・九MHz以 上一、八七九・ 九MHz以下を除 く。)	イ 一、〇〇〇 MHz以上二・ 七五GHz以下 (一、七四九・ 九MHz以上一、 七八四・九MHz 以下及び一、八 四四・九MHz以 上一、八七九・ 九MHz以下を除 く。)	イ 一、〇〇〇 MHz以上二・ 七五GHz以下 (一、八二九・ 九MHz以上一、 八八九・九MHz 以下及び二、〇 一〇MHz以上 二、〇二五MHz 以下を除く。)	イ 一、〇〇〇 MHz以上二・ 七五GHz以下 (一、八二九・ 九MHz以上一、 八八九・九MHz 以下及び二、〇 一〇MHz以上 二、〇二五MHz 以下を除く。)

陸上移動局		基地局	
一、八四四・九MHzを超え 一、八七九・九MHz以下の 周波数の電波を受信する 受信装置		一、七四九・九MHzを超え 一、七八四・九MHz以下の 周波数の電波を受信する 受信装置	
ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満	ア 三〇MHz以上 一、〇〇〇MHz 未満
任意の一〇〇kHz 幅で(二)五七デ シベル以下の値	任意の一〇〇kHz 幅で(二)五七デ シベル以下の値	任意の一MHz幅で (二)四七デシ ベル以下の値	任意の一〇〇kHz 幅で(二)五七デ シベル以下の値
イ 一、〇〇〇 MHz以上二・ 七五GHz以下 (一、七四九・ 九MHz以上一、 七八四・九MHz 以下及び一、八 四四・九MHz以 上一、八七九・ 九MHz以下を除 く。)	イ 一、〇〇〇 MHz以上二・ 七五GHz以下 (一、七四九・ 九MHz以上一、 七八四・九MHz 以下及び一、八 四四・九MHz以 上一、八七九・ 九MHz以下を除 く。)	イ 一、〇〇〇 MHz以上二・ 七五GHz以下 (一、八三四・ 九MHz以上一、 八八九・九MHz 以下及び二、〇 一〇MHz以上 二、〇二五MHz 以下を除く。)	イ 一、〇〇〇 MHz以上二・ 七五GHz以下 (一、八三四・ 九MHz以上一、 八八九・九MHz 以下及び二、〇 一〇MHz以上 二、〇二五MHz 以下を除く。)

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別 基地局	受信装置の区別 一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ウ	一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下及び一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下	任意の三・八四MHz幅で(一)六〇デシベル以下の値
		ア	一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下	任意の三〇kHz幅で(二)八〇デシベル以下の値
		イ	一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下	任意の三〇kHz幅で(二)六〇デシベル以下の値
		エ	一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHz幅で(二)四一デシベル以下の値
オ	任意の二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で(二)五二デシベル以下の値	任意の三〇kHz幅で(二)四七デシ	
オ	任意の三〇kHz幅で(二)四七デシ	任意の三〇kHz幅で(二)四七デシ	任意の三〇kHz幅で(二)四七デシ	任意の三〇kHz幅で(二)四七デシ

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別 基地局	受信装置の区別 一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ウ	一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下及び一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下	任意の三・八四MHz幅で(一)六〇デシベル以下の値
		ア	一、七四九・九MHz以上一、七八四・九MHz以下	任意の三〇kHz幅で(二)八〇デシベル以下の値
		イ	一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下	任意の三〇kHz幅で(二)六〇デシベル以下の値
		エ	一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の三〇〇kHz幅で(二)四一デシベル以下の値
オ	任意の二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で(二)五二デシベル以下の値	任意の三〇kHz幅で(二)四七デシ	
オ	任意の三〇kHz幅で(二)四七デシ	任意の三〇kHz幅で(二)四七デシ	任意の三〇kHz幅で(二)四七デシ	任意の三〇kHz幅で(二)四七デシ

無線局の種類別	周波数帯	副次的に発する電波の 限度	任意の一〇〇kHz幅で(一)	陸上移動局	一、八三九・九MHzを超え 一、八七九・九MHz以下の 周波数の電波を受信する 受信装置	波数以外の周 波数	ア 八六〇MHz以 上八九五MHz以 下及び二、一一 〇MHz以上二、 一七〇MHz以下	任意の三・八四 MHz幅で(二)六 〇デシベル以下 の値	ベル以下の値
				三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための 通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う 無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通 信等を行う無線局の受信装置	ウ 一、八四四・ 九MHz以上一、 八七九・九MHz 以下	任意の一MHz幅で (二)七六デシベ ル以下の値	エ 一、八八四・ 五MHz以上一、 九一五・七MHz 以下	任意の三〇〇kHz 幅で(二)四一デ シベル以下の値	オ アからエま でに掲げる周 波数以外の周 波数

無線局の種類別	周波数帯	副次的に発する電波の 限度	任意の一〇〇kHz幅で(一)	陸上移動局	一、八四四・九MHzを超え 一、八七九・九MHz以下の 周波数の電波を受信する 受信装置	波数以外の周 波数	ア 八六〇MHz以 上八九五MHz以 下及び二、一一 〇MHz以上二、 一七〇MHz以下	任意の三・八四 MHz幅で(二)六 〇デシベル以下 の値	ベル以下の値
				三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための 通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う 無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通 信等を行う無線局の受信装置	ウ 一、八四四・ 九MHz以上一、 八七九・九MHz 以下	任意の一MHz幅で (二)七六デシベ ル以下の値	エ 一、八八四・ 五MHz以上一、 九一五・七MHz 以下	任意の三〇〇kHz 幅で(二)四一デ シベル以下の値	オ アからエま でに掲げる周 波数以外の周 波数

(略)	〇〇MHz未満	(略)	五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上 一二・七五GHz以下(一) 一、八二九・九MHz以上 上、八八九・九MHz以下 下及び二、〇一〇MHz以上 以上二、〇二五MHz以下を除く。)		
(略)	ウ 二、〇一〇MHz以上 二、〇二五MHz以下	(略)	任意の一MHz幅で(一)五 二デシベル以下の値

7 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 (略)

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップの信号を受信するもの

(表略)

三 (略)

8 〃 12 (略)

(略)	〇〇MHz未満	(略)	五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇MHz以上 一二・七五GHz以下(一) 一、八三四・九MHz以上 上、八八九・九MHz以下 下及び二、〇一〇MHz以上 以上二、〇二五MHz以下を除く。)		
(略)	ウ 二、〇一〇MHz以上 二、〇二五MHz以下	(略)	任意の一MHz幅で(一)五 二デシベル以下の値

7 一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 (略)

二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップの信号を受信するもの

(表略)

三 (略)

8 〃 12 (略)

13 五七GHzを超え六六GHz以下、七六GHzを超え七七GHz以下又は七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 五七GHzを超え六六GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置
- 一〇〇マイクロワット以下

二 七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
帯域外領域に相当する帯域	任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が一〇〇マイクロワット以下
スプリアス領域に相当する帯域	任意の一MHzの帯域幅における尖頭電力が五〇マイクロワット以下

14 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局(送信中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局、送信中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局及び基地局に対する送信中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動中継局に限る。)、五GHz帯無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局(固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。)並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局(二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二二・三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。)の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

(表略)

15 ～ 29 (略)

第四節の三 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備
(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

13 五七GHzを超え六六GHz以下又は七六GHzを超え七七GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、一〇〇マイクロワット以下でなければならない。

14 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局(送信中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局、送信中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局及び基地局に対する送信中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動中継局に限る。)、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局、五GHz帯無線アクセスシステムの無線局、一七・七GHzを超え一八・七二GHz以下及び一九・二二GHzを超え一九・七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局(固定局、基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に限る。)並びに二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局(二二GHzを超え二二・四GHz以下、二二・六GHzを超え二二・三GHz以下、二五・二五GHzを超え二七GHz以下、三八・〇五GHzを超え三八・五GHz以下又は三九・〇五GHzを超え三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する基地局及び陸上移動局をいう。以下同じ。)の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

(表略)

15 ～ 29 (略)

第四節の三 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備
(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備（第四十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。）であつて、七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。）に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

2 (略)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備（次条及び第四十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。）であつて、七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、第三項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件（陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。）に適合するものでなければならぬ。

一・二 (略)

2 (略)

3) 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄及び下欄に掲げる周波数の電波を対として使用するものは、前二項の規定にかかわらず、第一項各号及び次の各号に定める条件（陸上移動中継局の無線設備については、第一項第二号に限る。）に適合するものでなければならぬ。

陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行う送信装置	基地局と通信を行う送信装置
八三八MHzを超え八四六MHz以下又は八六〇MHzを超え八九五MHz以下	八九三MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下

- 一 基地局対向器の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。
- 二 基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。
- 三 陸上移動局対向器の空中線電力の総和は、一一〇ミリワット以下であること。ただし、前項に定める無線設備と共用するものにおいては、第一項に掲げる周波数の電波を送信する場合は、二五〇ミリワット以下であること。
- 四 陸上移動局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下とし、等価平方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。ただし、第一項に掲げる周波数の電波を送信するものにあつては二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

- 五 基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。
- 六 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

第四節の三の二 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

第四十九條の六の二 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備で八一〇MHzを超え八二八MHz以下、八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八八五MHz以下、一、四七七MHzを超え一、五〇一MHz以下若しくは一、五一三MHzを超え一、五一六MHz以下の周波数の電波を送信するもの、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備で八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九五八MHz以下、一、四二九MHzを超え一、四五三MHz以下若しくは一、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下の周波数の電波を送信するもの又は時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備で八一〇MHzを超え八二八MHz以下、八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八八五MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九五八MHz以下、一、四二九MHzを超え一、四五三MHz以下、一、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下、一、四七七MHzを超え一、五〇一MHz以下若しくは一、五一三MHzを超え一、五一六MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

- イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては時分割多元接続方式、陸上移動局から基地局へ送信を行う場合にあつては時分割多元接続方式を使用する複信方式であること。ただし、時分割多元接続方式における多重する数及び時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数は、総務大臣が別に告示するものであること。
- ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われるものであること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役務提供に係る区域であつて、当該役務を行うために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、基準位相を二ビットごとに四分のπシフト四相位相変調であること。

ロ 変調の際に、送信側に五〇パーセントロールオフの帯域制限を行うものがあること。この場合において、ロールオフ率は〇・五とする。

ハ 隣接チャネル漏えい電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から五〇kHz離れた周波数の(14) 10・5kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四五デシベル以上低い値であること。

ニ 通信中における搬送波を送信していないときの漏えい電力は、搬送波を送信している時の平均電力より六〇デシベル以上低い値又は二・五マイクロワット以下の値であること。

ホ 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、毎秒四二、〇〇〇ビット(許容偏差は、百万分の一〇〇とする。)であること。ただし、音声等をパルスに変換した信号に当該信号の誤りを訂正するための信号を加えたものの送信速度は、総務大臣が別に告示するものであること。

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、受信した電波の周波数より一三〇MHz高いもの(八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの)にあつては五五MHz高いもの。一、四二九MHzを超え一、四五三MHz以下又は一、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下の周波数を送信するものにあつては四八MHz低いもの)が自動的に選択されること。

- 二 空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。
- 三 電力増幅器を接続することによつて空中線電力を切換えることができるものは、総務大臣が別に告示する条件によつて接続時に電力増幅器を識別し、動作を開始するものであること。

第四節の三の三 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

無線設備

(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の三 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備であつて拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの	八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は一、五一三MHzを超え一、五一六MHz以下
陸上移動局の無線設備であつて拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九四〇MHz以下又は一、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下
符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え九〇一MHz以下、九一五MHzを超え九四〇MHz以下、一、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下又は一、五一三MHzを超え一、五一六MHz以下

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては符号分割

多重方式、陸上移動局から基地局へ送信を行う場合にあつては符号分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

ヘ 時間的に分散して受信されるマルチパス伝搬成分を分離し、各マルチパス伝搬成分を合成することにより受信特性を改善する機能を有すること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、基地局の送信装置にあつては四相位相変調、陸上移動局の送信装置にあつては二相位相変調及び二分のπシフト四相位相変調を組み合わせたもの又はオフセット四相位相変調であること。

ロ 基地局の送信装置にあつては陸上移動局から、陸上移動局の送信装置にあつては基地局からの制御情報に基づいて空中線電力を必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

ハ 隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する値に適合すること。

ニ データ伝送速度は、総務大臣が別に告示する可変速度とすること。

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ 八一五 MHzを超え八四五 MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五 MHz低い周波数

ロ 八八七 MHzを超え八八九 MHz以下、八九三 MHzを超え九〇一 MHz以下又は九一五 MHzを超え九四〇 MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五 MHz高い周波数

ハ 一、四六五MHzを超え一、四六八MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四八MHz低い周波数

二 前項の基地局からの電波の受信電力を測定することによつて空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、陸上移動局の空中線端子において任意の1MHz幅で(一)六一デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)未満であること。

四 実効輻射電力は、三八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。

3| 第一項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。

一 空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。

二 送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価平方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

四 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。

五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。

六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

4| 第一項の基地局(施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。)の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

第四節の三の二 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の

無線設備

第四十九条の六の四 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設

第四十九条の六の四 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設

備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの（七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一・二二 (略)

備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの（七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、前条に規定する無線設備については、この限りでない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一・二二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ〜ハ (略)

二 一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数

ホ (略)

二 (略)

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、陸上移動局の空中線端子において、次のとおりであること。

イ (略)

ロ 拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのものにあつては、任意の一MHz幅で(一)六一デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下であること。

四 (略)

五 拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのものにあつては、等価平方輻射電力は二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。以下この号において同じ。)以下であること。ただし、八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、実効輻射電力は三〇デシベル以下であること。

3・4 (略)

(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の五 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ〜ハ (略)

二 一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数

ホ (略)

二 (略)

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、陸上移動局の空中線端子において、次のとおりであること。

イ (略)

ロ 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八四メガチップのものにあつては、任意の一MHz幅で(一)六一デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下であること。

四 (略)

五 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八四メガチップのものにあつては、等価平方輻射電力は二四デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下であること。

3・4 (略)

(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の五 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に

掲げる周波数の電波を送信するもの（七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え九一五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一・二二 (略)

掲げる周波数の電波を送信するもの（七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九四〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え九一五MHz以下、九一五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一・二二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。ただし、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものであつて隣接する二の搬送波を受信するもの及び拡散符号速度が毎秒一・二二八メガチップのものであつて二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつてはこの限りでない。

イ・ロ (略)

ハ (略)

ニ 一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数

ホ (略)

二(五) (略)

六 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する拡散符号速度が毎秒一・二二八メガチップのものにあつては、等価等方輻射電力は二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。)以下であること。ただし、二又は三の搬送波を同時に送信する無線設備であつて八一五MHzを超え八四五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数帯のうち複数の周波数帯の周波数の電波を送信するものにあつては、八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数帯における実効輻射電力が三八デシベル以下、それ以外のそれぞれの周波数帯における等価等方輻射電力が二四デシベル以下であること。

3・4 (略)

5 第二項の無線設備が前条第二項の無線設備と空中線を共用する場合であつて、当該空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合には、第二項第六号及び前条第二項第五号の規定にかかわらず、第二項及び前条第二項の無線設備

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。ただし、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものであつて隣接する二の搬送波を受信するもの及び拡散符号速度が毎秒一・二二八メガチップのものであつて二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつてはこの限りでない。

イ・ロ (略)

ハ (略)

ニ 通信の相手方が八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下又は八六〇MHzを超え八八五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz高い周波数

ホ (略)

一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数

ヘ (略)

二(五) (略)

六 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する拡散符号速度が毎秒一・二二八メガチップのものにあつては、等価等方輻射電力は二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。)以下であること。ただし、二又は三の搬送波を同時に送信する無線設備であつて八一五MHzを超え八五〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数帯のうち複数の周波数帯の周波数の電波を送信するものにあつては、八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数帯における実効輻射電力が三八デシベル以下、それ以外のそれぞれの周波数帯における等価等方輻射電力が二四デシベル以下であること。

3・4 (略)

5 第二項の無線設備が第四十九条の六の三第二項又は前条第二項の無線設備と空中線を共用する場合であつて、当該空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合には、第二項第六号及び第四十九条の六の三第二項第四号又は前

の実効輻射電力又は等価等方輻射電力の総和は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次のとおりでなければならない。

- 一 八・一五 MHz を超え八・四五 MHz 以下の周波数帯の搬送波を送信する場合 当該周波数帯における実効輻射電力が三八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。以下この項において同じ。）以下
- 二 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七四四・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下の周波数帯のいずれか一の周波数帯の周波数の搬送波を送信する場合 当該一の周波数帯における等価等方輻射電力が二四デシベル以下

三 (略)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下
陸上移動局の無線設備	七・一八 MHz を超え七・四八 MHz 以下、八・一五 MHz を超え八・四五 MHz 以下、九・〇〇 MHz を超え九・一五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七四四・九 MHz を超え一、

条第二項第五号の規定にかかわらず、第二項及び第四十九条の六の三第二項又は前条第二項の無線設備の実効輻射電力又は等価等方輻射電力の総和は、次に掲げる場合に依り、それぞれ次のとおりでなければならない。

- 一 八・一五 MHz を超え八・五〇 MHz 以下の周波数帯の搬送波を送信する場合 当該周波数帯における実効輻射電力が三八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。以下本項において同じ。）以下
- 二 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下の周波数帯のいずれか一の周波数帯の周波数の搬送波を送信する場合 当該一の周波数帯における等価等方輻射電力が二四デシベル以下

三 (略)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八四四・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下
陸上移動局の無線設備	七・一八 MHz を超え七・四八 MHz 以下、八・一五 MHz を超え八・四五 MHz 以下、九・〇〇 MHz を超え九・一五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、

シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	七八四・九MHzを超え一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによって、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ〜ハ (略)

ニ 一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数

ホ (略)

二〜五 (略)

3・4 (略)

(直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送

シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	七八四・九MHzを超え一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによって、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ〜ハ (略)

ニ 一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数

ホ (略)

二〜五 (略)

3・4 (略)

(直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送

信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号口に限る。）の条件に適合するものでなければならぬ。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ・ロ (略)

ハ 一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数

ニ (略)

二〇五 (略)

(PHSの無線局の無線設備)

信するものは、次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号口に限る。）の条件に適合するものでなければならぬ。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

イ・ロ (略)

ハ 一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より九五MHz低い周波数

ニ (略)

二〇五 (略)

(PHSの無線局の無線設備)

第四十九条の八の三 P H S の陸上移動局、P H S の基地局、P H S の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局又は P H S の通信設備の試験のための通信等を行う無線局（P H S の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及び P H S の基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、第四十九条の八の二第一項第一号ハ、ヘ及びト並びに同項第二号ニ及びホに規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一六 (略)

2 (略)

3 P H S の基地局又は P H S の通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 空中線電力は、一チャネル当たりの平均電力が、次のとおりであること。

イ 一、八八四・六五 MHz 以上一、八九三・三五 MHz 以下及び一、九〇八・三五 MHz 以上一、九一五・五五 MHz 以下の周波数の電波を送信しているときの空中線電力は、〇・五ワット以下であること。

ロ 一、九〇六・二五 MHz 以上一、九〇八・〇五 MHz 以下の周波数の電波を送信しているときの空中線電力は、二ワット以下であること。

ハ (略)

三 空中線の絶対利得は、次のとおりであること。

イ 一、九〇八・三五 MHz 以上一、九一五・五五 MHz 以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、一〇デシベル以下であること。ただし、その実効輻射電力が、絶対利得一〇デシベルの空中線に〇・五ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

第四十九条の八の三 P H S の陸上移動局、P H S の基地局、P H S の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局又は P H S の通信設備の試験のための通信等を行う無線局（P H S の基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及び P H S の基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、第四十九条の八の二第一項第一号ハ、ヘ及びト並びに同項第二号ニ及びホに規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一六 (略)

2 (略)

3 P H S の基地局又は P H S の通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 空中線電力は、一チャネル当たりの平均電力が、次のとおりであること。

イ 一、八八四・六五 MHz 以上一、八九三・三五 MHz 以下、一、九〇八・三五 MHz 以上一、九一五・五五 MHz 以下及び一、九一八・五五 MHz 以上一、九一九・四五 MHz 以下の周波数の電波を送信しているときの空中線電力は、〇・五ワット以下であること。

ロ 一、九〇六・二五 MHz 以上一、九〇八・〇五 MHz 以下及び一、九一五・八五 MHz 以上一、九一八・二五 MHz 以下の周波数の電波を送信しているときの空中線電力は、二ワット以下（通話チャネルとして使用する場合は、〇・五ワット以下）であること。

ハ (略)

三 空中線の絶対利得は、次のとおりであること。

イ 一、九〇八・三五 MHz 以上一、九一五・五五 MHz 以下及び一、九一八・五五 MHz 以上一、九一九・四五 MHz 以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、一〇デシベル以下であること。ただし、その実効輻射電力が、絶対利得一〇デシベルの空中線に〇・五ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ロ 一、九〇六・二五MHz以上一、九〇八・〇五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、一五デシベル以下であること。ただし、その実効輻射電力が、絶対利得一五デシベルの空中線に二ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ (略)

ニ アダプティブアレイアンテナ（通信の相手方の方向の空中線利得を増加し、かつ、同一チャネルを使用する他の無線局の方向の空中線利得を減少する空中線をいう。）を使用する場合にあつては、イ及びハの規定にかかわらず空中線の絶対利得は一六デシベル以下であること。ただし、一、九〇八・三五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用する場合には、その実効輻射電力が絶対利得一六デシベルの空中線に〇・五ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。また、一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下（一、八九八・四五MHz及び一、九〇〇・二五MHzを除く。）の周波数の電波を使用する場合には、その実効輻射電力が絶対利得一六デシベルの空中線に〇・〇二ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ホ (略)

4 PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 空中線電力は、一チャネル当たりの平均電力が、次のとおりであること。

イ (略)

ロ PHSの基地局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・

ロ 一、九〇六・二五MHz以上一、九〇八・〇五MHz以下及び一、九一五・八五MHz以上一、九一八・二五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、一五デシベル以下（通話チャネルとして使用する場合は、一〇デシベル以下）であること。ただし、その実効輻射電力が、絶対利得一五デシベル（通話チャネルとして使用する場合は、一〇デシベル）の空中線に二ワット（通話チャネルとして使用する場合は、〇・五ワット）の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ (略)

ニ アダプティブアレイアンテナ（通信の相手方の方向の空中線利得を増加し、かつ、同一チャネルを使用する他の無線局の方向の空中線利得を減少する空中線をいう。）を使用する場合にあつては、イ及びハの規定にかかわらず空中線の絶対利得は一六デシベル以下であること。ただし、一、九〇八・三五MHz以上一、九一五・五五MHz以下及び一、九一八・五五MHz以上一、九一九・四五MHz以下の周波数の電波を使用する場合には、その実効輻射電力が絶対利得一六デシベルの空中線に〇・五ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。また、一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下（一、八九八・四五MHz及び一、九〇〇・二五MHzを除く。）の周波数の電波を使用する場合には、その実効輻射電力が絶対利得一六デシベルの空中線に〇・〇二ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ホ (略)

4 PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局の無線設備は、第一項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 空中線電力は、一チャネル当たりの平均電力が、次のとおりであること。

イ (略)

ロ PHSの基地局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・

三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線電力は、〇・〇一ワット以下であること。

ハ PHSの陸上移動局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線電力は、〇・〇二ワット以下であること。

ニ 施行規則第十六条第一号の二に規定する無線局の無線設備にあつては、PHSの陸上移動局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線電力は、ハの規定にかかわらず、〇・〇一ワット以下であること。

三 空中線の絶対利得は、次のとおりであること。

イ (略)

ロ PHSの基地局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。ただし、その実効輻射電力が、絶対利得四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ (略)

ニ PHSの陸上移動局との通信を行うために一、九〇六・二五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、一〇デシベル以下であること。ただし、その実効輻射電力が、絶対利得一〇デシベルの空中線に〇・〇二ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ホ 施行規則第十六条第一号の二に規定する無線局の無線設備にあつては、PHSの陸上移動局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、ハ及びニの規定にかかわらず、四デシベル以下であること。ただし、その等価等方輻射電力が、絶対利得四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以

三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線電力は、〇・〇一ワット以下であること。

ハ PHSの陸上移動局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線電力は、〇・〇二ワット以下であること。

ニ 施行規則第十六条第一号の二に規定する無線局の無線設備にあつては、PHSの陸上移動局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線電力は、ハの規定にかかわらず、〇・〇一ワット以下であること。

三 空中線の絶対利得は、次のとおりであること。

イ (略)

ロ PHSの基地局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。ただし、その実効輻射電力が、絶対利得四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ (略)

ニ PHSの陸上移動局との通信を行うために一、九〇六・二五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、一〇デシベル以下であること。ただし、その実効輻射電力が、絶対利得一〇デシベルの空中線に〇・〇二ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ホ 施行規則第十六条第一号の二に規定する無線局の無線設備にあつては、PHSの陸上移動局との通信を行うために一、八八四・六五MHz以上一、八九三・三五MHz以下及び一、九〇六・二五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数の電波を使用しているときの空中線の絶対利得は、ハ及びニの規定にかかわらず、四デシベル以下であること。ただし、その等価等方輻射電力が、絶対利得四デシベルの空中線に〇・〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以

下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 十三 (略)

十四 七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用する無線標定業務のもの

イ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、空中線系については、この限りでない。

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三五デシベル以下であること。

第四十九条の二十二の二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備、空中線系その他総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

三 五 (略)

2・3 (略)

(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十八 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下

下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 十三 (略)

第四十九条の二十二の二 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

三 五 (略)

2・3 (略)

(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十八 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局(直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。)の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下

の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局（中継（広帯域移動無線アクセスシステムにおいて行われる無線通信の中継をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ 二 （略）

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、次のとおりであること。

(1) 送信バースト長が五ミリ秒のもの（総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。以下同じ。）

基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

(2) 送信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値のもの（総務大臣が別に告示する条件に適合するものに限る。以下同じ。）

基地局若しくは陸上移動中継局から陸上移動局へ又は基地局から陸上移動中継局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式、陸上移動局若しくは陸上移動中継局から基地局へ又は陸上移動局から陸上移動中継局へ送信する場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ 二 （略）

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次のとおりであること。

(1) 送信バースト長が五ミリ秒のもの

基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ 送信バースト長及び隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、二〇ワット以下（チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあつては、四〇ワット以下）であること。

二 送信空中線は、その絶対利得が二五デシベル以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 (略)

二 送信空中線の絶対利得は、二五デシベル以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三三デシベル（二）五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を送信する無線設備であつて、チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzのものにあつては、（一）三〇デシベル（二）一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

(2) 送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値のもの

四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。

ロ 隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

2 前項の基地局又は陸上移動中継局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、二〇ワット以下であること。

二 送信空中線は、その絶対利得が二五デシベル以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

3 第一項の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 (略)

二 送信空中線の絶対利得は、次のとおりであること。

イ 送信バースト長が五ミリ秒のもの

二五デシベル以下であること。

ロ 送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値のもの

〇デシベル以下であること。

三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

4 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 送信装置の空中線電力は、〇・四ワット以下であること。
- 二 送信空中線の絶対利得は、五デシベル以下であること。
- 三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において（一）三〇デシベル（基地局と通信を行う陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備にあつては、（一）三三デシベル）（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

5 第一項及び第二項の基地局の無線設備であつて次の条件に適合するものについては、第一項第一号ハ並びに第二項第一号及び第二号の規定は、適用しない。

一〜六（略）

6・7（略）

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一・二（略）

4 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備であつて送信パースト長が五ミリ秒のものは、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。
- 二 送信空中線の絶対利得は、二デシベル以下であること。
- 三 再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。以下同じ。）による中継を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

5 第一項及び第二項の基地局の無線設備（送信パースト長が五ミリ秒のものに限る。）であつて次の条件に適合するものについては、第一項第一号ハ並びに第二項第一号及び第二号の規定は、適用しない。

一〜六（略）

6・7（略）

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一・二（略）

2・3 (略)

4 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）による中継を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において（二）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四 (略)

5～7 (略)

2・3 (略)

4 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 再生中継方式による中継を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において（二）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四 (略)

5～7 (略)

第四節の二十八

時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備

（時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備）

第四十九条の三十 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下又は二、五九五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては周波数分割多重方式、時分割多重方式と空間分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

- ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。
- ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。
- 二 送信装置の条件
 - イ 変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、八相位相変調、一二値直交振幅変調、一六値直交振幅変調、二四値直交振幅変調、三二値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調であること。
 - ロ 送信バースト長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
 - ハ 隣接チャネル漏えい電力は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
- 2| 前項の基地局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。
 - 一 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。
 - イ 五MHzシステム（隣接する八以下の搬送波により構成されるシステムをいう。）のものにあつては一九ワット以下であること。
 - ロ 一〇MHzシステム（隣接する八を超え一六以下の搬送波により構成されるシステムをいう。）のものにあつては三八ワット以下であること。
 - 二 送信空中線の絶対利得は、一デシベル以下であること。
 - 三 搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において任意の一MHzの帯域幅当たり（一）六〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。
- 3| 第一項の陸上移動局の無線設備は、同項各号に掲げる条件のほか、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。
 - 一 送信装置の空中線電力は、〇・五ワット以下であること。
 - 二 送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。
 - 三 送信装置の搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において任意の一MHzの帯域幅当たり（一）六五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

第四節の二十八 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備

第四十九条の三十 (略)

2・3 (略)

第四節の二十九 二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

第四十九条の三十一 (略)

(簡易無線局の無線設備)

第五十四条 簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局(一四二MHzを超え一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局をいう。次号において同じ。)
- 二 F二D又はF三E電波を使用するもの

イ・ロ (略)

二 一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局(三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局をいう。(前号に掲げるものを除く。))

イ・リ (略)

三〇六 (略)

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び

第四節の二十九 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備

(二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備)

第四十九条の三十一 (略)

2・3 (略)

第四節の三十 二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

(二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備)

第四十九条の三十一 (略)

(簡易無線局の無線設備)

第五十四条 簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 一五〇MHz帯の周波数でF二D又はF三E電波を使用するもの

イ・ロ (略)

二 一五〇MHz帯又は四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの(前号に掲げるものを除く。)

イ・リ (略)

三〇六 (略)

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び

携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の

携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、携帯無線通信の中継を行う無線局、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の

条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三 (略)

(一、五〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備)

第五十八条の二の三の二 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局の無線設備であつて、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 拡散符号速度は、毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・八四メガチップであること。
- 三 空中線電力は、次のとおりであること。

拡散符号速度	空中線電力
毎秒一・二二八八メガチップのもの	〇・六ワット以下
毎秒三・八四メガチップのもの	二ワット以下

四〇六 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表
(表略)

注 1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

システムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、次条に規定する無線局及び簡易無線局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

一〇三 (略)

(一、五〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備)

第五十八条の二の三の二 電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局の無線設備であつて、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 拡散符号速度は、毎秒一・二二八八メガチップ、毎秒三・六八四メガチップ又は毎秒三・八四メガチップであること。
- 三 空中線電力は、次のとおりであること。

拡散符号速度	空中線電力
毎秒一・二二八八メガチップのもの	〇・六ワット以下
毎秒三・六八四メガチップのもの	一・八ワット以下
毎秒三・八四メガチップのもの	二ワット以下

四〇六 (略)

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表
(表略)

注 1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

ア 第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(7)・(4) (略)

イ 718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下又は945MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(7) 拡散符号速度が毎秒3.84メガチップスのもの

次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数

(1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの

ア 第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局（同条第3項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）

次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(7)・(4) (略)

イ 第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局（同条第3項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）

(7) 陸上移動局対向器 0.05 (10⁻⁶) Hz

(4) 基地局対向器 300Hz

ロ 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

(7) 基地局 0.5 (10⁻⁶)

(4) 陸上移動局 3 (10⁻⁶)

(1, 429MHzを超え1, 501MHz以下の周波数の電波を使用する場合
は、2 (10⁻⁶) とする。)

エ 時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(7) 1W以下のもの 3 (10⁻⁶)

(1, 429MHzを超え1, 501MHz以下の周波数の電波を使用する場合
は、2 (10⁻⁶) とする。)

(4) 1Wを超えるもの 0.5 (10⁻⁶)

オ 718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え890MHz以下又は915MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(7) 拡散符号速度が毎秒3.84メガチップスのもの

次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単

(単位Hz) とする。)。

A・B (略)

(4) (略)

㉔ 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,744.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,839.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(7) 拡散符号速度が毎秒3.84メガチップスのもの

次の式により求められる値を許容偏差とする (fは、送信周波数(単位Hz) とする。)。

A・B (略)

(4) 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒1.2288メガチップスのもの

A・B (略)

㉕ 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする。

(7)～(7) (略)

㉖ 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする。

$(3 \times f \times 10 - 6)$ Hz

fは、送信周波数 (単位Hz) とする。

㉗ 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時

位Hz) とする。)。

A・B (略)

(4) (略)

㉔ 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(7) 拡散符号速度が毎秒3.84メガチップスのもの

次式により求められる値を許容偏差とする (fは、送信周波数(単位Hz) とする。)。

A・B (略)

(4) 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒1.2288メガチップス又は毎秒3.6864メガチップスのもの

A・B (略)

㉕ 時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次式により求められる値を許容偏差とする。

(7)～(7) (略)

㉖ 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次式により求められる値を許容偏差とする。

$(3 \times f \times 10 - 6)$ Hz

fは、送信周波数 (単位Hz) とする。

㉗ 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時

分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(ア) 基地局

次の式により求められる値を許容偏差とする。

$$(0.05 \times f \times 10 - 6) \text{ Hz}$$

f は、送信周波数 (単位Hz) とする。

(イ) (略)

キ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする (f は、送信周波数 (単位Hz) とする。)

(ア)・(イ) (略)

ク 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(ア) 周波数分割複信方式を用いるもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

A・B (略)

(イ) 時分割複信方式を用いるものであって、バースト長が5ミリ秒のもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

$$(2 \times f \times 10 - 6) \text{ Hz}$$

f は、送信周波数 (単位Hz) とする。

(ウ) 時分割複信方式を用いるものであって、バースト長が911.44マイクロ秒、963.52マイクロ秒、1,015.6マイクロ秒又は1,067.68マイクロ秒の自然数倍の値のもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

A・B (略)

(2)～(5) (略)

分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(ア) 基地局

次の式により求められる値を許容偏差とする。

$$(0.05 \times f \times 10 - 6) \text{ Hz}$$

f は、送信周波数 (単位Hz) とする。

(イ) (略)

ク シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする (f は、送信周波数 (単位Hz) とする。)

(ア)・(イ) (略)

セ 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

(ア) 周波数分割複信方式を用いるもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

A・B (略)

(イ) 時分割複信方式を用いるものであって、バースト長が5ミリ秒のもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

$$(2 \times f \times 10 - 6) \text{ Hz}$$

f は、送信周波数 (単位Hz) とする。

(ウ) 時分割複信方式を用いるものであって、バースト長が911.44マイクロ秒、963.52マイクロ秒、1,015.6マイクロ秒又は1,067.68マイクロ秒の自然数倍の値のもの

次の式により求められる値を許容偏差とする。

A・B (略)

(2)～(5) (略)

(6) 1,884.65MHz以上1.915.55MHz以下の周波数の電波を使用するPHSの陸上移動局, PHSの基地局, PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備 3 (10⁻⁶)

(7)～(15) (略)

(16) 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局

ア 基地局 2 (10⁻⁶)

イ 陸上移動局 2 (10⁻⁶)

(17) (略)

32・33 (略)

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1) (略)

(2) 312MHzを超え315.25MHz以下、402MHzを超え405MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、57GHzを超え66GHz以下

(6) 1,884.65MHz以上1.919.45MHz以下の周波数の電波を使用するPHSの陸上移動局, PHSの基地局, PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備 3 (10⁻⁶)

(7)～(15) (略)

(16) 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局

ア 送信バースト長が5ミリ秒のもの

イ 基地局 2 (10⁻⁶)

ロ 陸上移動局 2 (10⁻⁶)

イ 送信バースト長が911.44マイクロ秒、963.52マイクロ秒、1,015.6マイクロ秒又は1,067マイクロ秒の自然数倍の値のもの

ロ 基地局 0.05 (10⁻⁶)

ハ 陸上移動局 2.5 (10⁻⁶)

(17) (略)

(18) 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局

ア 基地局 0.05 (10⁻⁶)

イ 陸上移動局 100Hz

32・33 (略)

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

(1) (略)

(2) 312MHzを超え315.25MHz以下、402MHzを超え405MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、57GHzを超え66GHz以下

76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

(3)・(4) (略)

35～53 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～10 (略)

第11 削除

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 (略)

2 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

は76GHzを超え77GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

(3)・(4) (略)

35～53 (略)

別表第二号 (第6条関係)

第1～10 (略)

第11 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局又は時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、32kHzとする。

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 (略)

2 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

行う無線局の無線設備のうち、718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え915MHz以下又は945MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)・(2) (略)

(3) 拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップスの陸上移動局の無線設備であつて、815MHzを超え845MHz以下の周波数の電波を使用し二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつては、隣接しない一の搬送波又は隣接する二若しくは三の搬送波ごとにそれぞれ次のとおりとする。

ア～ウ (略)

3 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,744.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,839.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)・(2) (略)

(3) 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒1.2288メガチップスで、かつ、搬送波の数が3のもの 4.6MHz

(4) (略)

4～6 (略)

第13～26 (略)

第27 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局又はPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 1,893.5MHzを超え1,915.7MHz以下の電波を使用するもの 288kHz

行う無線局の無線設備のうち、718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、860MHzを超え915MHz以下又は915MHzを超え960MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)・(2) (略)

(3) 拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップスの陸上移動局の無線設備であつて、718MHzを超え748MHz以下、773MHzを超え803MHz以下、815MHzを超え845MHz以下の周波数の電波を使用し二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつては、隣接しない一の搬送波又は隣接する二若しくは三の搬送波ごとにそれぞれ次のとおりとする。

ア～ウ (略)

3 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,749.9MHzを超え1,784.9MHz以下、1,844.9MHzを超え1,879.9MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(1)・(2) (略)

(3) 拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒1.2288メガチップスで、かつ、搬送波の数が3のもの又は毎秒3.6864メガチップスのもの 4.6MHz

(4) (略)

4～6 (略)

第13～26 (略)

第27 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局又はPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 1,893.5MHzを超え1,919.6MHz以下の電波を使用するもの 288kHz

2 (略)	2 (略)
第28～49 (略)	第28～49 (略)
第50 1, 500MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。	第50 1, 500MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 <u>拡散符号速度が毎秒3.6864メガチップスのもの</u> 4.6MHz
第51 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。	第51 直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。
1 <u>チャネル間隔が5MHzのもの</u>	1 <u>送信バースト長が5ミリ秒の無線設備</u>
2 <u>チャネル間隔が10MHzのもの</u>	(1) <u>チャネル間隔が5MHzのもの</u> 4.9MHz
3 <u>チャネル間隔が20MHzのもの</u>	(2) <u>チャネル間隔が10MHzのもの</u> 9.9MHz
4.9MHz	2 <u>送信バースト長が911.44マイクロ秒、963.52マイクロ秒、1,015.6マイクロ秒又は1,067マイクロ秒の自然数倍の値の無線設備</u>
9.9MHz	(1) <u>チャネル間隔が5MHzのもの</u> 4.9MHz
19.9MHz	(2) <u>チャネル間隔が10MHzのもの</u> 9.5MHz
第52 (略)	第52 (略)
第53 <u>削除</u>	第53 <u>時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、600kHzとする。</u>
第54～64 (略)	第54～64 (略)
別表第三号 (第7条関係)	別表第三号 (第7条関係)
1～16 (略)	1～16 (略)

17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2)・(3) (略)

18～20 (略)

21 PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

ア 施行規則第16条第1号の2に規定する陸上移動局のもの

周波数帯	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
(7) 1,884.5MHz以上1,915.7MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下
(4) 1,884.5MHz未満及び1,915.7MHz	任意の1MHz幅における平

17 携帯無線通信を行う無線局及び携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
50Wを超えるもの	2.5μW以下又は基本周波数の平均電力より60dB低い値	50μW以下又は基本周波数の搬送波電力より70dB低い値
1Wを超え50W以下		2.5μW以下又は基本周波数の搬送波電力より60dB低い値
1W以下	25μW以下	25μW以下

(3)・(4) (略)

18～20 (略)

21 PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2及び18に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

ア 施行規則第16条第1号の2に規定する陸上移動局のもの

周波数帯	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
(7) 1,884.5MHz以上1,919.6MHz以下	任意の1MHz幅における平均電力が794nW以下
(4) 1,884.5MHz未満及び1,919.6MHz	任意の1MHz幅における平

を超えるもの (イ) 及び (エ) に掲げる周波数を除く。) (注 1)	均電力が794 n W以下
(イ) 815MHz以上845MHz以下、860MHz以上890MHz以下、1,427.9MHz以上1,452.9MHz以下、1,475.9MHz以上1,500.9MHz以下、1,749.9MHz以上1,784.9MHz以下、1,844.9MHz以上1,879.9MHz以下及び 2,010MHz以上2,025MHz以下 (注 1)	任意の 1 MHz幅における平均電力が251 n W以下
(エ) (略)	(略)

イ アに掲げる以外のもの

周 波 数 帯	スプリングス領域における 不要発射の強度の許容値
(ア) 1,884.5MHz以上1,915.7MHz以下	任意の 1 MHz幅における平均電力が794 n W以下
(イ) 1,884.5MHz未満及び 1,915.7MHzを超えもの (イ) に掲げる周波数を除く。) (注 1)	任意の 1 MHz幅における平均電力が794 n W以下
(イ) (略)	(略)

注 1・2 (略)

(2) (略)

22～45 (略)

46 削除

47～55 (略)

56 77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

を超えるもの (イ) 及び (エ) に掲げる周波数を除く。) (注 1)	均電力が794 n W以下
(イ) 815MHz以上845MHz以下、860MHz以上890MHz以下、 <u>898MHz以上901MHz以下</u> 、 <u>915MHz以上925MHz以下</u> 、1,427.9MHz以上1,452.9MHz以下、1,475.9MHz以上1,500.9MHz以下、1,749.9MHz以上1,784.9MHz以下、1,844.9MHz以上1,879.9MHz以下及び 2,010MHz以上2,025MHz以下 (注 1)	任意の 1 MHz幅における平均電力が251 n W以下
(エ) (略)	(略)

イ アに掲げる以外のもの

周 波 数 帯	スプリングス領域における 不要発射の強度の許容値
(ア) 1,884.5MHz以上1,919.6MHz以下	任意の 1 MHz幅における平均電力が794 n W以下
(イ) 1,884.5MHz未満及び 1,919.6MHzを超えもの (イ) に掲げる周波数を除く。) (注 1)	任意の 1 MHz幅における平均電力が794 n W以下
(イ) (略)	(略)

注 1・2 (略)

(2) (略)

22～45 (略)

46 時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

47～55 (略)

<p>帯域外領域における不要発射の強度の許容値</p> <p>任意の 1 MHz の帯域幅における尖頭電力が 100 μ W 以下</p>	<p>スプリアス領域における不要発射の強度の許容値</p> <p>任意の 1 MHz の帯域幅における尖頭電力が 50 μ W 以下</p>	<p><u>56</u> 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から <u>55</u> までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。</p>
<p><u>57</u> 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から <u>56</u> までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。</p>		

改 正 案

現 行

別表第二号 機器(航空機に施設する無線設備の機器を除く。)の機械的及び電氣的条件(第2条関係)

別表第二号 機器(航空機に施設する無線設備の機器を除く。)の機械的及び電氣的条件(第2条関係)

機種	試験方法	条件
周波数測定装置	1 陸上建造物内で使用する場合 (略)	1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。 2 電氣的条件として、周波数の偏差に関し、申請に係る精度に対して10倍以上の精度をもつ電波を測定したときにおいて、申請に係る精度を維持することができるものであること。この場合、電源を必要とするものについては、取扱説明書の余熱時間を経過した後測定するものとする。
(1) 連続動作	(略)	
(2) 温度	0℃から(+)40℃まで、(一)10℃から(+)50℃まで又は(一)20℃から(+)50℃までのいずれかの申請範囲の任意の温度にそれぞれ1時間放置し、その任意の温度ごとに規定の電源電圧(定格値の(±)10%の範囲の値のもの)をいう。ただし、電池を使用するものにあつては、別段の定めのない限り、電池の初期電圧から定格値の(一)10%までの値のものをいう。以下同じ。)を加えて動作させたとき。	
(3) 湿度	(略)	
2 陸上建造物外で使用する場合	(略)	
(略)	(略)	

機種	試験方法	条件
周波数測定装置	1 陸上建造物内で使用する場合 (略)	1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。 2 電氣的条件として、周波数の偏差に関し、申請に係る精度に対して10倍以上の精度をもつ電波を測定したときにおいて、申請に係る精度を維持することができるものであること。この場合、電源を必要とするものについては、取扱説明書の余熱時間を経過した後測定するものとする。
(1) 連続動作	(略)	
(2) 温度	0℃から(+)40℃まで、(一)10℃から(+)50℃まで又は(一)20℃から(+)50℃までのいずれかの申請範囲の任意の温度にそれぞれ1時間放置し、その任意の温度ごとに規定の電源電圧(定格値の(±)10%の範囲の値のもの)をいう。ただし、電池を使用するものにあつては、別段の定めのない限り、電池の初期電圧から定格値の(一)10%までの値のものをいう。800MHz帯携帯・自動車無線電語通信を行う陸上移動局の用に供する送受信装置の機器の項及び1,500MHz帯携帯・自動車無線電語通信を行う陸上移動局の用に供する送受信装置の機器の項を除き、以下同じ。)を加えて動作させたとき。	
(3) 湿度	(略)	
2 陸上建造物外で使用する場合	(略)	
(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

改 正 案

現 行

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

四の二 一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局(一四二MHzを超え一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局をいう。)に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五ワット以下のもの(第四号の五及び第四号の六に掲げるものを除く。)

四の三〇十 (略)

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

四の二 一五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五ワット以下のもの(第四号の五及び第四号の六に掲げるものを除く。)

四の三〇十 (略)

十の二 設備規則第四十九条の六の二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十の三 設備規則第四十九条の六の二第一項においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備規則第四十九条の六の二第一項に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの

十一 設備規則第四十九条の六の三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の二 設備規則第四十九条の六の三第一項においてその無線設備の条件が定められている符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備規則第十四条の表十一の項(二)に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一二〇ワット以下のもの

十一の二の二 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二の三 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の三 (略)

十一の三 (略)

十一及び十一の二 削除

十一の四 設備規則第四十九条の六の四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの

十一の五 設備規則第四十九条の六の四第一項においてその無線設備の条件が定められている符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(設備規則第十四条第一項の表十一の項(二)に規定する無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであつて、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の六 設備規則第四十九条の六の四第一項においてその無線設備の条件が定められている符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップであつて、かつ、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の六の二 (略)

十一の六の三 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの

十一の六の四 (略)

十一の六の五 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの

十一の七〇四十八 (略)

四十九 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

五十 削除

十一の四 設備規則第四十九条の六の四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

十一の五 設備規則第四十九条の六の四第一項においてその無線設備の条件が定められている符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであつて、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の六 設備規則第四十九条の六の四第一項においてその無線設備の条件が定められている符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップであつて、かつ、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の六の二 (略)

十一の六の三 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

十一の六の四 (略)

十一の六の五 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの

十一の七〇四十八 (略)

四十九 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五ミリ秒のもの

五十 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められ

五十一 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備

五十二 削除

五十二の二 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十二の三 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十三〜五十四の三 (略)

五十五及び五十六 削除

五十七〜六十 (略)

六十一 設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

ている直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値のもの

五十一 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの

五十二 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が九一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七マイクロ秒の自然数倍の値のもの

五十二の二 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五ミリ秒のもの

五十二の三 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五ミリ秒のもの

五十三〜五十四の三 (略)

五十五 設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

五十六 設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

五十七〜六十 (略)

六十一 設備規則第四十九条の三十一においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

六十二 設備規則第四十九条の三十一においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う陸上移動局に使用するための無線設備

六十三・六十四 (略)

六十五 設備規則第四十九条の三十一においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

六十六 (略)

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の八の二、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号、第二十一号の二、第二十一号の三、第二十二号、第五十一号及び第五十四号に掲げる特定無線設備とする。

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1) (2) (略)

(3) 特性試験

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア (略)

二二 試験	三 測定器等	四 特定無線設備の種類
-------	--------	-------------

六十二 設備規則第四十九条の三十一においてその無線設備の条件が定められている二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う陸上移動局に使用するための無線設備

六十三・六十四 (略)

六十五 設備規則第四十九条の三十二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

六十六 (略)

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、前項第七号、第十号の二、第十一号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の八の二、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号、第二十一号の二、第二十一号の三、第二十二号、第五十一号、第五十二号、第五十四号及び第五十六号に掲げる特定無線設備とする。

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

(1) (2) (略)

(3) 特性試験

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア (略)

二二 試験	三 測定器等	四 特定無線設備の種類
-------	--------	-------------

置装信送							置装
周波数	占有周波数帯幅	スプリング不要発射強度	空中線電力	比較吸収率	周波数偏位又は変動	プレエンス	項目
周波数計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器	低周波発振器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比較吸収率測定装置	低周波発振器又は直線検波器又は変調度計	低周波発振器直線検波器	
							略
			○				備設線無の号十第項一第条二第
							略
			○				備設線無の五の号一十第項一第条二第
			○				備設線無の六の号一十第項一第条二第
							略
			○				備設線無の九の号一十第項一第条二第
			○				備設線無の十の号一十第項一第条二第
							略
			○	注15			備設線無の号一十五第項一第条二第
							略
			○				備設線無の三の号四十五第項一第条二第
							略

置装信送							置装
周波数	占有周波数帯幅	スプリング不要発射強度	空中線電力	比較吸収率	周波数偏位又は変動	プレエンス	項目
周波数計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器	低周波発振器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比較吸収率測定装置	低周波発振器又は直線検波器又は変調度計	低周波発振器直線検波器	
							略
			○				備設線無の号十第項一第条二第
			○	注15			備設線無の二の号十第項一第条二第
			○				備設線無の三の号十第項一第条二第
			○	注15			備設線無の号一十第項一第条二第
			○				備設線無の二の号一十第項一第条二第
			○				備設線無の二の二の号一十第項一第条二第
			○				備設線無の三の二の号一十第項一第条二第
							略
			○				備設線無の五の号一十第項一第条二第
			○				備設線無の六の号一十第項一第条二第
							略
			○				備設線無の九の号一十第項一第条二第
			○				備設線無の十の号一十第項一第条二第
							略
			○				備設線無の号十五第項一第条二第
			○	注15			備設線無の号一十五第項一第条二第
			○	注15			備設線無の号二十五第項一第条二第
							略
			○				備設線無の三の号四十五第項一第条二第
			○				備設線無の号五十五第項一第条二第
			○	注15			備設線無の号六十五第項一第条二第
							略

置装信受																					
隣接チャ	ポン・レス	スプリア	減衰量	幅通過帯域	感度	度波等の限	副次的に電	送信速度	送電速度	搬送波を	力漏えい電	は電力又	隣接チャ	間及び送	送立ち	び雑音	総合歪及	数特性	力搬送波電	特性	
低周波発振器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	電界強度測定器	オシロスコープ	低周波発振器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器
						○															

置装信受																					
隣接チャ	ポン・レス	スプリア	減衰量	幅通過帯域	感度	度波等の限	副次的に電	送信速度	送電速度	搬送波を	力漏えい電	は電力又	隣接チャ	間及び送	送立ち	び雑音	総合歪及	数特性	力搬送波電	特性	
低周波発振器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	標準信号発生器	電界強度測定器	オシロスコープ	低周波発振器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	

度	感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周波数変動	ダイエンス特性	総合歪及び雑音	ネル選択度
						標準信号発生器
						レベル計又はオシロスコープ
						標準信号発生器
						レベル計
						標準信号発生器
						レベル計又は歪率雑音計
						周波数計
						低周波発振器
						直線検波器
						標準信号発生器
						歪率雑音計

注

1 ～ 6 (略)

7 三二二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、一〇・五MHzを超え一〇・五五MHz以下又は二四・〇五MHzを超え二四・二五MHz以下、五七MHzを超え六六MHz以下、七六MHzを超え七七MHz以下又は七七MHzを超え八一MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。

8 ～ 16 (略)

17 設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

18 ～ 21 (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の

度	感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周波数変動	ダイエンス特性	総合歪及び雑音	ネル選択度
						標準信号発生器
						レベル計又はオシロスコープ
						標準信号発生器
						レベル計
						標準信号発生器
						レベル計又は歪率雑音計
						周波数計
						低周波発振器
						直線検波器
						標準信号発生器
						歪率雑音計

注

1 ～ 6 (略)

7 三二二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、一〇・五MHzを超え一〇・五五MHz以下又は二四・〇五MHzを超え二四・二五MHz以下、五七MHzを超え六六MHz以下又は七六MHzを超え七七MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。

8 ～ 16 (略)

17 設備規則第四十九条の六第二項若しくは第三項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十八第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

18 ～ 21 (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第四号、第四号の五、第四号の

六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二又は第五十七号の三である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第六号、第七号及び第九号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれ

六、第九号、第十号の二、第十一号、第十一号の二（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二又は第五十七号の三である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第一項第一号ロ及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第

と同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

一・三 (並)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一・第二 (略)

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキユリライシシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz 帯無線アクセシシステムの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局及び700MHz 帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書
(略)

注1 1の欄は、「単信方式」、「複信方式」のように記載すること。ただし、特定小電力無線局に使用するための無線設備であつて、2,400MHz 以上2,483.5MHz 以下、2,425MHz を超え2,475MHz 以下、10.5GHz を超え10.55GHz 以下、24.05GHz を超え24.25GHz 以下、60GHz を超え61GHz 以下(無線標準業務を行うものに限る。)、76GHz を超え77GHz 以下若しくは77GHz を超え81GHz 以下の周波数の電波を使用するもの又は超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であつて、24.25GHz 以上29GHz 未満の周波数の電波を使用するものについては記載を要しない。

2～12 (略)

第四～第六 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

四十九条の二十七第一項第六号、第七号及び第九号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからチまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

一・三 (並)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一・第二 (略)

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキユリライシシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz 帯無線アクセシシステムの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局及び700MHz 帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書
(略)

注1 1の欄は、「単信方式」、「複信方式」のように記載すること。ただし、特定小電力無線局に使用するための無線設備であつて、2,400MHz 以上2,483.5MHz 以下、2,425MHz を超え2,475MHz 以下、10.5GHz を超え10.55GHz 以下、24.05GHz を超え24.25GHz 以下、60GHz を超え61GHz 以下(無線標準業務を行うものに限る。)若しくは76GHz を超え77GHz 以下の周波数の電波を使用するもの又は超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であつて、24.25GHz 以上29GHz 未満の周波数の電波を使用するものについては記載を要しない。

2～12 (略)

第四～第六 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

(略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる無線設備	<u>V</u> T
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 51 号に掲げる無線設備	<u>I</u> V
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 54 号の 3 に掲げる無線設備	<u>N</u> T
(略)	(略)

5 (略)

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

(略)

注 1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4 文字目又は 4 文字目及び 5 文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる無線設備	<u>V</u> T
第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に掲げる無線設備	<u>W</u>
第 2 条第 1 項第 10 号の 3 に掲げる無線設備	<u>R</u> Z
第 2 条第 1 項第 11 号に掲げる無線設備	<u>X</u> Z
第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に掲げる無線設備	<u>Y</u> Z
第 2 条第 1 項第 11 号の 2 の 2 に掲げる無線設備	<u>W</u> V
第 2 条第 1 項第 11 号の 2 の 3 に掲げる無線設備	<u>D</u> T
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 50 号に掲げる無線設備	<u>H</u> V
第 2 条第 1 項第 51 号に掲げる無線設備	<u>I</u> V
第 2 条第 1 項第 52 号に掲げる無線設備	<u>J</u> V
(略)	(略)
第 2 条第 1 項第 54 号の 3 に掲げる無線設備	<u>N</u> T
第 2 条第 1 項第 55 号に掲げる無線設備	<u>M</u> V
第 2 条第 1 項第 56 号に掲げる無線設備	<u>N</u> V
(略)	(略)

5 (略)